

**【アメリカ】グレート・アメリカン・アウトドアーズ法の制定**

2020年8月4日、米国の観光振興の一環として、国立公園等の施設を整備することを目的とした「グレート・アメリカン・アウトドアーズ法 (Great American Outdoors Act, P.L.116-152)」が、大統領の審署を経て制定された。この法律は、連邦政府による国立公園等の施設管理プロジェクトを支援するため、「国立公園・公有地修復基金 (National Parks and Public Land Legacy Restoration Fund)」を設立し、保守計画が遅れているプロジェクトに使用することを目的としている (54 U.S.C. 200402(a))。具体的には、2021年度から2025年度の5会計年度について、連邦政府の土地及び水域における石油、ガス、石炭、再生可能エネルギー等の開発から得られる収入の50%に相当する金額を上記の基金に入金し (ただし、1会計年度につき19億ドルを超えないという制約あり)、遅延している保守プロジェクトに使用される (54 U.S.C. 200402 (b))。対象となる官署は、①国立公園局、②森林局、③アメリカ魚類野生生物局、④土地管理局、⑤インディアン教育局、である (54 U.S.C. 200401(2))。会計検査院 (Government Accountability Office: GAO) は、本法施行から5年以内に基金投入により対象機関における計画等の遅延を修正できたかを含め、本法の実施等に関する調査を行い、調査の結果を記載した報告書を連邦議会に提出しなければならない (本法第2条(c)(2))。さらに本法は、米国「土地と水保全基金」(Land and Water Conservation Fund: LWCF) に恒久的に資金提供をを行うことも定めており、大統領は毎年、LWCFへの資金配分について、連邦議会に年次報告書を提出しなければならない (54 U.S.C. 200303(c)(4))。

海外立法情報調査室・伊藤 信博

・ <https://www.congress.gov/116/plaws/publ152/PLAW-116publ152.pdf>

**【アメリカ】1996年通信品位法第230条をめぐる政府の主な動き**

1996年通信品位法第230条をめぐる議論は、政府が巨大IT企業をどのように規制すべきかを模索する中で、2020年5月以降、急浮上してきた。政府の主な動きは次のとおりである。

2020年5月に、トランプ（Donald J. Trump）大統領の側近や大統領自身のTwitterへの投稿が、同社の規約に反するとして、相次いで警告ラベルを付された。これに対抗し、大統領は、同月28日に「オンライン検閲を禁ずる行政命令」（Executive Order 13925, 85 Fed. Reg. 34079 (June 2, 2020).）を発令した。これは、①1996年通信品位法第230条c項は、公開の議論を促進することを装い、情報内容を検閲し、自らが好まない見解を沈黙させる巨大IT企業の行為に免責を与えるものではないことを確認すること、②全ての行政機関に同条の順守を求めること、③商務省電気通信情報局を通じて、連邦通信委員会に同条の解釈を明らかにする規則を示すよう求めること等を内容とする。この行政命令は、権限がない機関に規則制定を指示する等を規定しており、政治的パフォーマンスとも指摘される。

このような状況の中、同年6月17日に、連邦司法省は、同条に関する4つの勧告をまとめた報告書を公表した（本誌 pp.14-15）。これは、同省が、専門家、被害者団体、研究者、企業等の利害関係者に対し、10か月にわたり行ってきたヒアリングに基づくものである。報告書に上記行政命令への言及はないが、プラットフォームによる恣意的なコンテンツの削除への免責を狭めるべきとする点は、命令の趣旨と合致する。

さらに、同年9月23日に、連邦司法省は、連邦議会上院議長（兼副大統領）であるペンス（Michael Richard Pence）氏に宛てて、①同条の改正の必要性を説明する書簡、②同条の既存の規定に、見え消しによる削除箇所と赤字による挿入箇所を示す草案、③草案の付属文書としての逐条解説の3点を提出した。連邦司法省は、草案が、上記行政命令及び同省の上記報告書を反映するものと説明する。同省の6月の上記報告書のうち、一部については、具体的な内容が草案に示された。

なお、連邦司法省は、連邦議会に対して勧告を行い、草案を送付することはできるが、法案を提出する権限はない。そのため、勧告等は、連邦議会議員が作成する法案に取り入れられて初めて、同条の改正として実現する道が開かれることになる。

海外立法情報課・中川 かおり

- <https://www.justice.gov/ag/department-justice-s-review-section-230-communications-decency-act-1996>
- 平地秀哉「オンライン・プラットフォーム免責規定の見直しを命ずるトランプ大統領の行政命令」『ジュリスト』1550, 2020.10, pp.96-100.

**【アメリカ】医療におけるLGBTQ等への差別禁止の後退をもたらす連邦最終規則**

オバマケアと通称される2010年に制定された医療保険制度改革法（Patient Protection and Affordable Care Act, P.L.111-148.）の第1557条（42 U.S.C. § 18116）は、1964年市民的権利法第6編（42 U.S.C. §§ 2000d et seq.）、1972年教育改正法第9編（20 U.S.C. §§ 1681 et seq.）、1975年年齢差別法（42 U.S.C. §§ 6101 et seq.）及び1973年リハビリテーション法第504条（29 U.S.C. § 794）の規定が禁止する根拠（人種、肌の色、国籍、性別、年齢又は障害）に基づき、個人が、連邦の財政支援を受ける医療プログラムへのアクセス等から排除されないことを求める。この規定に基づき、オバマ前政権の保健福祉省（HHS）が定めた2016年の最終規則（81 Fed. Reg. 31376 (May 18, 2016).）は、禁止される性差別の定義に、「性自認（gender identity）」を含め、これを「男性、女性、いずれでもない性別又は男性及び女性を組み合わせる性別」と定義していた（45 C.F.R. § 92.4）。また、同じく禁止される性差別の定義に、現在の医学では女性のみを生ずる「妊娠の終了」及び「性的既成概念（sex stereotyping）」を含めていた（同）。

禁止される性差別に「性自認」及び「妊娠の終了」を含めることに関しては、2016年12月31日に、テキサス州北部地区連邦地方裁判所が、この2点に限定して、2016年の最終規則を全米で差し止める判断を下し（Franciscan All., Inc. v. Burwell, 227 F. Supp. 3d 660, 696 (N.D. Tex. 2016).）、更に2019年11月21日には、これに限定して同規則を無効とすることを命じた（Order, Franciscan Alliance, No.7; 16-cv-00108-O \*2 (N.D. Tex. filed Nov. 21, 2019).）。この連邦地方裁判所の判断を受けて、2020年6月19日に、トランプ政権のHHSが定めた最終規則（85 Fed. Reg. 37160 (June 19, 2020).）は、2016年の最終規則による禁止される性差別の定義から、「性自認」及び「妊娠の終了」を削除することにより、性別を、生物学的なそれに戻し、妊娠中絶に中立的なものとした。その他、この規則は、2016年の最終規則による禁止される性差別の定義から、「性的既成概念」も削除した。

「性自認」の削除により、男性と自認するトランス・ジェンダーが保険適用のない卵巣がんの治療を拒否され、また、「性自認」及び「性的既成概念」の削除により、もともと自殺率、HIV/AIDS罹患率、薬物使用率等が高いLGBTQ（Lesbian, Gay, Bisexual, Transgender, Questioning）の者が必要な治療を拒否されるおそれが指摘されていた。また、「妊娠の終了」の削除により、過去に妊娠中絶を行った女性が必要な治療を受けにくくなるのおそれの指摘もあった。

この最終規則は、同年8月17日に出されたニューヨーク州東部地区連邦地方裁判所の判決（Walker v. Azar, 2020 U.S. Dist. LEXIS 148141.）により、差し止められた。この最終規則は、本来は翌18日に施行される予定であった。

海外立法情報課・中川 かおり

・ <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2020-06-19/pdf/2020-11758.pdf>

**【EU】犯罪被害者の権利に関する戦略の公表**

2020年6月24日、「犯罪被害者の権利に関するEU戦略（2020-2025）」（COM(2020)258）が公表された。同戦略は、EUとして初めて、犯罪被害者の権利に関する戦略を定めるもので、今後5年間に欧州委員会、各加盟国、市民社会がとるべき行動の概要を示し、2つの柱の下、5つの優先事項を定める。第一の柱は、被害者の立場強化であり、優先事項には、①被害者への効果的な情報提供と被害者が犯罪を通報するための安全な環境の確保、②家庭内暴力等により最も弱い立場にある被害者への支援と保護の改善、③被害者による補償へのアクセスの容易化が挙げられている。第二の柱は、被害者の権利向上に関する全ての関係者との協力であり、優先事項は、④全ての関係者間の協力と調整の強化、⑤被害者の権利に関する国際的協力の強化である。欧州委員会は、被害者の権利に関する既存のEU法令が各加盟国で適切に実施されるようにし、被害者の権利に関する啓発活動を促進し、加盟国と協力して被害者支援の仕組みを強化する。また、必要に応じて、被害者の権利を強化するための立法提案を2022年までに行う。

海外立法情報課・濱野 恵

・ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52020DC0258>

**【EU】「農場から食卓まで」戦略の公表**

2020年5月20日、「農場から食卓まで（Farm to Fork）戦略—公正で、健康的で、環境にやさしい食料システムのために—」（COM(2020)381）が公表された。同戦略は、EUの成長戦略である欧州グリーン・ディール（本誌282-2号（2020年2月）p.29参照）において策定が掲げられていたもので、全5章及び今後実施する施策の工程表が掲載された附則で構成される。第1章は行動を起こす必要性（策定の背景）、第2章は消費者・生産者・気候・環境の全てに関し適切に機能するフードチェーンの構築、第3章は持続可能な食料システムへの移行支援、第4章は世界規模での取組促進、第5章は結論である。同戦略の中心となる第2章では、数値目標として、2030年までに、殺虫剤の使用を50%削減、化学肥料の使用を20%削減、家畜及び水産養殖における抗菌剤の販売を50%削減、農地の25%を有機農業とすること等が掲げられている。また、消費者が健康的で持続可能な食品を選択できるよう、食品の栄養面、気候・環境面、社会的な側面に関して情報提供するラベル表示の枠組みを開発することや、2030年までに食品廃棄半減を達成するため、法的拘束力のある目標を2023年までに設定すること等を掲げている。

海外立法情報課・濱野 恵

・ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52020DC0381>

**【ドイツ】旧東ドイツ政治的迫害犠牲者の復権・補償制度を改善する法律**

ドイツは2020年10月3日に、東西ドイツ統一から30周年を迎えた。これを翌年に控えた2019年11月に、旧東ドイツ(DDR)の政治的迫害犠牲者のリハビリ制度(復権、補償等)を改善し、養子縁組斡旋(あっせん)法を改正する法律(BGBl. I S. 1752)が制定された。同法は、刑法リハビリテーション法の改正(第1条)、行政法リハビリテーション法の改正(第2条)、職業リハビリテーション法の改正(第3条)、連邦中央登録法の改正(第4条)、養子縁組斡旋法の改正(第5条)を規定し、公布翌日(2019年11月29日)の施行を規定する(第6条)。

DDRの独裁政党であったドイツ社会主義統一党(SED)の不正な統治によって、法の支配の原則に反して迫害を受けた人々の復権と補償のため、1992年に第1次SED不正清算法(BGBl. I 1992 S. 1814)が制定され、1994年に第2次SED不正清算法(BGBl. I 1994 S. 1311)が制定された。前者は、SEDの不正によって最も深刻な被害を受けた人々(DDRの裁判所で无罪判決を受けた人々、精神病院に収容された人々)の復権と援護、ソ連占領下で自由を奪われた人々への補償と援護、不当な判決取消手続の簡素化と迅速化等を規定する「刑法リハビリテーション法」等を制定するものである。また、後者は身柄拘束を伴う収容は行われず、刑法リハビリテーション法の対象とならないが、健康被害、財産権上又は職業上の不利益、法の支配の原則に反する強制移住等の重大な不正の犠牲となった者に対して、復権、更生、補償等を規定する「行政法リハビリテーション法」と「職業リハビリテーション法」等を制定するものである。

これらの法律は、制度への申請期限を2019年12月31日までとしていた。しかし、SED不正の犠牲者の申請は、減ってはきたものの依然として無くなってはいない上、政治的迫害によって家庭から引き離され児童青少年ホームに収容された児童(中には、他の家庭の養子となつてから収容された場合もある)について、申請手続において十分な情報に基づく事実解明が困難であることが特に問題視されていた。改正法の制定により、申請期限は撤廃され、迫害に関連するDDRの旧犯罪者登録簿のデータ利用、児童青少年ホーム収容者の申請手続の簡易化、DDRの政治的動機による養子斡旋の研究のためのデータ利用、被害者への補償額等の引上げについて規定された。

海外立法情報調査室・泉 眞樹子

・ <http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP19/2484/248409.html>

### 【ドイツ】法定年金保険への長期間の被保険者へ基礎年金を導入する法律—基礎年金法—

長期にわたって就業し、法定年金保険に加入して保険料を支払っていても、継続的に低賃金であった場合、年金給付額は低く、高齢期の貧困に陥ることがある。2020年7月、「法定年金保険における平均所得以下の長期被保険者のための基礎年金の導入及び高齢者の所得を増やすための更なる措置のための法律（基礎年金法）」（BGBl. I S. 1879）が成立し、同年8月18日に公布された。同法は、全9か条から成る条項法で、社会法典第6編（法定年金保険）、社会法典第2編（求職者基礎保障）、社会法典第12編（社会扶助）、連邦援護法、住宅手当法、所得税法、公課法、財務管理法を改正し、施行日（一部を除き、2021年1月1日）を規定する。

同法が規定する基礎年金は付加給付であり、受給できるのは、保険料拠出期間（就業期間の他、子育てや介護期間も算入される。）が33年間以上で、その全期間にわたる年収が平均値の80%以下30%以上の者である。企業年金や配偶者年金などの他の所得がある場合の控除額が規定されており、基礎年金支給時に自動的に所得査定が行われる。所得が控除額を超える場合、基礎年金は段階的に減額される。基礎年金の最高額は、月額404.86ユーロ（1ユーロは約125円）である。同法により、基礎年金だけでなく、住宅手当、求職者基礎保障、生活扶助、高齢・障害に基づく社会扶助、連邦援護法の給付に関しても、控除額が規定された。その他、個人の年金構築のインセンティブを高めることを目的として、低所得者向けの企業年金助成対象となる月額所得限度額が2,200ユーロから2,575ユーロに引き上げられた。

海外立法情報調査室・泉 眞樹子

・ <http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP19/2593/259303.html>

### 【ロシア】チュコト自治管区における児童への食事支援

プーチン（Владимир Путин）大統領は2020年1月15日の演説の中で、各連邦構成主体に対し、初等教育児童に無料の食事を公的予算で提供するよう呼びかけた。児童の発達において食事は極めて重要であり、児童期における栄養不良は身体及び精神に悪影響を及ぼす。しかし、貧困及び親の無関心等により、児童が適切な食事を欠くことがあるため、給食制度や慈善団体による支援等を通して、児童への食事を社会的に支援するシステムがしばしば求められる。大統領は、早ければ同年9月までに制度を準備するよう呼びかけており、これに複数の連邦構成主体が応じた。そのうちの 하나가、ロシア人のほかユピク人及びチュクチ人等の先住民族が暮らす、ロシア北東端に位置するチュコト自治管区であった。チュコト自治管区は、目立った産業は無く、約738,000平方キロメートルの面積に対し、住民は約5万人ほどという人口希薄地帯である。2020年9月21日付けチュコト自治管区政府決定第445号「初等一般教育プログラムにおける1日1名ごとの温かい食事のコストの承認について」は、児童1人当たりにつき、1日ごとに142ルーブル（1ルーブルは約1.4円）の予算を充てることを定める。温かい食事とは、主に野菜や発酵食品を使った、栄養バランスのよい煮込み料理を指す。同自治管区政府決定は、同年9月21日に制定され、翌22日に公布された。施行は、同年9月1日に遡ってなされた。なおチュコト自治管区以外では、クラスノダール地方等が食事支援制度を早期に整備している。

海外立法情報課・大河原 健太郎

・ <http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/8700202009220001>  
 ・ [https://edu.tatar.ru/r\\_sloboda/st-arysh/sch/page2429105.htm](https://edu.tatar.ru/r_sloboda/st-arysh/sch/page2429105.htm)  
 ・ <http://kremlin.ru/events/president/news/62582>

**【韓国】気候危機への対応に関する決議**

2020年9月24日、国会で「気候危機非常対応を求める決議案」が可決された。この決議は、①「気候危機」の認識と「気候危機非常状況」の宣言、②気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の「1.5°C特別報告書」の勧告の受入れ及び政府への政策策定・推進の要求と協力、③国会内における「気候危機対応のための特別委員会」の設置、④多様な利害関係者の参加の保障、環境と経済の共存、気候危機対応への転換過程における社会的な不平等の防止等、⑤生物多様性の保全と破壊予防、復元等の対策の強化、⑥国際的な炭素排出削減（政策）のための政府との積極的な協力を定めた6項目から成る。また、国会事務処では、この決議の趣旨に沿い、資源の浪費削減のための努力や環境にやさしく効率的な製品の使用等を含む「親環境（環境にやさしい）国会作りのための実行計画」を整備した。

海外立法情報課・中村 穂佳

・ [https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC\\_W2E0Q009N2C1G1F8S3A2G4P9U0M8K6](https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_W2E0Q009N2C1G1F8S3A2G4P9U0M8K6)・ <https://www.nanet.go.kr/lowcontent/assamblybodo/selectAssamblyBodoDetail.do?searchSeq=101800&searchNoSeq=20201004101800>**【韓国】アニメーション産業の振興に関する法律の制定**

2019年12月3日、「アニメーション産業の振興に関する法律」が制定され、2020年6月4日に施行された。この法律では、文化体育観光部（部は日本の省に相当）にアニメーション振興委員会を置くことができ（第16条）、国と地方自治体が、アニメーション産業に関連する専門人材の養成のために人材開発及び学界・産業界・公共機関との協力強化を行うこと（第6条）を定めている。また、政府はアニメーション産業関連技術の開発促進のための資金の出捐（えん）又は補助をすることができる（第7条）。文化体育観光部長官は、アニメーションやその商品の開発・研究のための共同開発及び研究に係る費用の支援をすることができる（第8条）、アニメーションの輸出競争力促進及び海外市場進出のため、海外マーケティング及び広報活動、国際展示会等の開催、外国人投資誘致、海外現地化支援、海外との共同制作支援等の事業を行うことができる（第11条）。政府は、アニメーションの知的財産権保護施策を講じなければならず（第12条）、文化体育観光部長官は、アニメーション利用者（視聴者等）の権益保護のため、健全な利用についての広報と教育、アニメーション産業関係者の社会的責任、利用者の苦情及び被害に対する救済措置等に関する施策を整備しなければならない（第13条）。

海外立法情報課・中村 穂佳

・ [https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC\\_O1R7M0T8G3O1N1G5H3L8J4B9D9F7A4](https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_O1R7M0T8G3O1N1G5H3L8J4B9D9F7A4)

**【中国】都市維持建設税法及び契税法の制定**

中華人民共和国立法法第8条第6項で、税目の設置等の租税基本制度は法律で定めるとすることにに基づき、税目ごとに法律の整備が進められている。2020年8月11日に都市維持建設税法及び契税法が公布され、これにより全18税目中11税目で法律の制定が完了した。この2つの法律は共に2021年9月1日に施行され、同時に現行の暫定条例は廃止される。

都市維持建設税とは、納税者の所在地の都市化状況に応じて、消費税及び増値税（付加価値税に相当）を納付する組織及び個人に対し、その課税額の1～7%の税率で課される地方税で、国の税収全体の約3%（2019年）を占める。都市維持建設税法は全11か条から成る。税率や課税対象は現行制度から変更されず、予算制度改革の現状に即して、都市の維持・建設の財源という用途規定を削除し、納税者所在地の定義を明確化し（第4条）、重要な公共施設の建設や突発的事件の発生等に際し、国務院が税の減免を行えること（第6条）等を新たに規定する。

契税とは、不動産の譲渡・売買等による権利移転の際、取得者に取得額の3～5%の税率で課される地方税で、税収全体の約3.9%（2019年）を占める。契税法は全16か条から成る。税率は現行制度から変更されず、また、従前同様に省級地方政府が税率を変更できるが、各省級の人民代表大会に決定権を与え、全国人民代表大会へ報告することとした（第3条）。また、徴税を免除する場合として、非営利組織が公益目的で使用するための土地や家屋の相続、婚姻関係存続中の夫妻間の不動産権利所属の変更等を追加し、住宅需要の調整や災害復興等のため、国務院が税を減免できるとした（第6条）。さらに、従来分かれていた申告と納付の期限を登記手続前に統一する（第10条）ほか、登記手続前に移転契約が不成立となった場合の税額還付申請（第12条）、納税者個人情報に対する税務機関の保護義務（第13条）等が追加された。

海外立法情報課・湯野 基生

- ・ <http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202008/9591538ccd764bb787e01e729fe0cbbb.shtml>
- ・ <http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202008/bd0401b6f5a84ac5a7dc83f9f9d96bd9.shtml>

**【オーストラリア】自発的幫（ほう）助自死法の成立（西オーストラリア州）**

西オーストラリア州議会において、2019年8月7日の下院への法案提出後、180時間以上の審議時間を経て、同年12月10日、「2019年自発的幫助自死法」(Voluntary Assisted Dying Act 2019 (WA), No.27 of 2019) (同年12月19日裁可) が成立した。18か月の実施予備期間 (implementation period) の後施行される。オーストラリアでは、2017年11月29日にビクトリア州において、一定の要件を満たした個人に幫助自死へのアクセスを認める法律 (Voluntary Assisted Dying Act 2017 (Vic), No. 61 of 2017) が成立しており (2019年6月19日施行)、西オーストラリア州は、自発的幫助自死を合法化した国内で2番目の州となった。

2019年自発的幫助自死法において、幫助自死の申請をする者は、①18歳以上であり、②12か月以上西オーストラリア州に居住するオーストラリア国民又は永住者で、③不治の病で病状が進行し、余命6か月以内 (神経変性疾患の場合は余命12か月以内) と診断されており、④自発的幫助自死に関する意思決定能力があり、⑤強制ではなく自発的に行動していること等の要件を全て満たす必要がある (第16条)。医療従事者に対しては、当事者に幫助自死を提案することを禁じており (第10条第2項)、また、幫助自死への関与を良心に基づき拒否する権利を認めている (第9条)。施行から2年後に、この法律の運用状況及び有効性について、州政府によりレビューが行われる (第164条第1項)。

海外立法情報課・内海 和美

・ [https://www.legislation.wa.gov.au/legislation/prod/filestore.nsf/FileURL/mrdoc\\_42491.pdf/\\$FILE/Voluntary%20Assisted%20Dying%20Act%202019%20-%20%5B00-00-00%5D.pdf?OpenElement](https://www.legislation.wa.gov.au/legislation/prod/filestore.nsf/FileURL/mrdoc_42491.pdf/$FILE/Voluntary%20Assisted%20Dying%20Act%202019%20-%20%5B00-00-00%5D.pdf?OpenElement)

**【シンガポール】野生生物保護の強化に係る法改正**

2020年4月27日、全17か条から成る野生動物及び鳥類（改正）法（Wild Animals and Birds (Amendment) Act 2020: No.18 of 2020）が成立した（同年5月6日公布、同年6月1日施行）。改正目的は、健全な生態系を維持し、公共の安全と市民の健康を守るために野生動物・鳥類の保護、保全及び管理を強化することで、主な改正点は、次のとおりである。

法律の略称が、「野生動物及び鳥類法（Wild Animals and Birds Act）」から「野生生物法（Wildlife Act）」に変更された。野生生物とは、家畜、ペット等を除外したあらゆる種の野生動物を指し、幼体又は卵も含まれると規定された。また、新たな禁止事項として、野生生物の①餌付け、②一定の場所への放出、③わなを利用した捕獲、④販売又は輸出、⑤輸入等が追加された。

従来、法律で禁止されている野生生物の殺害、捕獲又は飼育を行った者に対する罰則に関しては、一律1,000シンガポールドル（1シンガポールドルは約77.4円）が科されるだけであったが、改正法では、次のとおり規定された。①当該生物が保存種であった場合、5万シンガポールドル以下の罰金若しくは12か月以下の禁錮刑又はこれらの併科、②当該生物が保存種ではなく、動物関連事業を遂行する中で殺害、捕獲、飼育等が行われた場合、2万シンガポールドル以下の罰金若しくは12か月以下の禁錮刑又はこれらの併科、③上記以外の場合、初犯で1万シンガポールドル以下の罰金若しくは6か月以下の禁錮刑又はこれらの併科、再犯以上で②の罰則と同様に規定された。

権限のある担当官、警察官、税関職員に対しては、次のように規定された。①権限のある担当官は、所有者等に書面による通知を行った後、野生生物を捕獲するためのわなが仕掛けられている疑いのある場所に立ち入り、わなの有無を確認し、わなが存在する場合は、通知することなく除去し、又は解体した上で処分することができる。②権限のある担当官又は警察官は、令状なしに野生生物が飼育されている場所又は飼育されている疑いのある場所に立ち入り、その場所及びその中にいる者を捜査することができる。③権限のある担当官、警察官又は税関職員は、令状なしに野生生物を運搬するために使用された輸送機関又は使用された疑いのある輸送機関を停止させて立ち入り、その内部及びその中にいる者を捜査することができる。④担当官又は警察官は、この法律に違反する野生生物の輸出入が行われたと信じるに足る理由がある場合、生死にかかわらず、当該野生生物、当該野生生物に付随する飲食物等、法律違反の証拠物件を押収することができる。⑤権限のある担当官、警察官又は税関職員は、上記の権限を行使するために、必要な補佐者を複数人、同行させることができる。

海外立法情報課・日野 智豪

- ・ <https://sso.agc.gov.sg/Act/WA1965>
- ・ <https://sso.agc.gov.sg/Acts-Supp/18-2020/Published/20200506?DocDate=20200506>
- ・ <http://extwprlegs1.fao.org/docs/pdf/sin72863.pdf>